

銚子市子どもの読書活動推進計画 第二次

令和 7 年 3 月
銚子市教育委員会

◆目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の経緯と目的	1
2.	計画の期間	1
3.	計画の対象	1
第2章	第一次計画期間における取組状況と課題	2
1.	取組状況と成果	2
2.	子どもの読書活動の現状と課題	6
第3章	第二次推進計画期間における取組	7
1.	基本方針	7
2.	具体的な方策	7

第 1 章 はじめに

1. 計画策定の経緯と目的

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことのできないものです。社会全体で積極的に環境整備を推進していくことは極めて重要です。

国においては平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

その後、平成 20 年 3 月に第二次版、平成 25 年 5 月に第三次版、平成 30 年 4 月に第四次版、令和 5 年に第五次版が策定されています。

千葉県においても、国の方針を受けて平成 15 年 3 月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」が策定され、平成 22 年 3 月に第二次版、平成 27 年 3 月に第三次版、令和 2 年 2 月に第四次版が策定されました。

これらを踏まえ、銚子市においても子どもの読書活動を推進するために、令和 2 年 3 月に「銚子市子どもの読書活動推進計画」(以下「第一次計画」という。)を策定し、基本方針と具体的な方策を定めました。

第一次計画の「計画期間」が経過し、取組の成果と課題を把握するとともに、子どもの読書活動をさらに推進するため、第一次計画の方針を継承しつつ新たに「銚子市子どもの読書活動推進計画（第二次）」を策定します。

2. 計画の期間

令和 7 年度からおおむね 5 か年間

3. 計画の対象

0 歳から 18 歳までの子ども

第2章 第一次計画期間における取組状況と課題

1. 取組状況と成果

銚子市の第一次計画期間における施策は次のとおりです。

- 施策1 本との出会いや読書に親しむ機会の充実
- 施策2 読書環境の整備・充実
- 施策3 読書活動推進体制の整備
- 施策4 普及啓発・広報活動の推進

上記施策についての具体的な取組と成果については次のとおりです。

●施策1 本との出会いや読書に親しむ機会の充実

(1) 家庭における読書活動の推進

【取組と成果】

- 保健福祉センターで実施される3か月児健康診査でブックスタート事業を実施しました。読み聞かせと絵本の配付を行い、親子で絵本を開く楽しさを伝え、本に触れる機会を啓発しました（毎月）。
- ブックスタートのフォローアップ事業として「親子おはなし会」を開催し、乳児期からの読書支援を行いました（年4回）。
- 市民センター主催の家庭教育学級にて図書館職員による絵本の紹介、読み聞かせ、ブックトーク等を実施し家庭での読書の大切さを伝えました（令和2年度、令和5年度）。

(2) 地域における子どもが本に親しむ機会の提供

【取組と成果】

- 銚子市こども家庭センターすくサポが開設する「子育て広場」にて毎回、職員による絵本の読み聞かせや手遊び歌の紹介を実施しました。
- 「子育て広場」にてすくサポ職員や図書館職員による本の紹介や読み聞かせの実施を通して、家庭読書の大切さについて啓発しました。
- 放課後児童クラブやNPO等民間団体で、銚子市公正図書館（以下「公正図書館」という。）の本の団体貸出を通して日常的に子どもが読書に取り組むための機会を提供しました。

(3) 学校における読書活動の推進

【取組と成果】

- 各学校で、「朝の読み聞かせ」「朝の一斉読書」のほか、期間を設けて読書キャンペーンを行う等、読書活動を活発化するための行事に取り組みました。
- 各学校で学校図書館司書による読み聞かせやブックトーク等を行い本に親し

む機会の拡充に努めています。また、学級毎に学校図書館のオリエンテーションを行い、学校図書館の活用に努めました。

- 令和6年度から、従来配置されていた小学校に加え、中学校の学校図書館司書が配置され、児童生徒へのさらにきめ細かい読書支援に努めました。
- 各学校とも、学校図書館だけでなく校内掲示スペースを利用し、新着図書の案内を行っています。また、学校だよりやホームページ等で、読書に関する情報発信に努めました。

(4) 保育所（園）・認定こども園・幼稚園における読書活動の推進

【取組と成果】

- 子どもの豊かな感性を育むために、日常の保育の中に読み聞かせの時間を持ち、絵本に親しむ環境づくりに努めました。
- 保育所（園）・認定こども園・幼稚園（以下「保育所等」という。）から保護者への情報発信に、絵本の読み聞かせの様子などをのせ、家庭での読み聞かせの啓発に努めました。
- 公正図書館の団体貸出を活用し、多くの絵本に触れる機会の拡充に努めました。
- 公正図書館の見学と図書館職員による読み聞かせを通して、絵本の楽しさを体験する機会の拡充に努めました。

(5) 公正図書館における読書活動の推進

【取組と成果】

- ブックスタート事業では、健康づくり課と連携し、3か月児健康診査を受診する銚子市在住のほぼ全ての親子に、読み聞かせと絵本の配付を行い、親子で絵本を開く楽しさを伝えました。また、「赤ちゃんがはじめて出会う絵本」というブックリストを作成し配付しました。併せて図書館の紹介を行い、絵本に触れる機会を提供しました。
- 親子おはなし会でブックスタートのフォローアップを行い、絵本の楽しさを伝えました。手遊びやわらべ歌を通して親子のふれあいの時間も提供しました。
- おはなし会では、絵本の読み聞かせを行い本に親しむ時間を提供しました。
- 夏のおはなし会では、色々な本の読み聞かせや紹介をして、本に接する機会を提供しました。
- 「たなばたの会」「クリスマス会」等の事業を開催し、季節の行事と関連した本の読み聞かせを行いました。
- 子どもの発達段階に合ったおすすめ本のリストを作成しました。ブックリストは毎年夏休み前に作成し、子どもの選書の参考として活用してもらっています。県内の第5ブロック館共通の夏休み用のブックリストのほか、令和6年度には公正図書館独自のブックリストを「小学校低学年」「小学校中学年」

「小学校高学年」「中学生」向けに作成し、配布しました。

- 保育所等、小中高校、学童クラブ、児童相談所等子どものいる団体への団体貸出を積極的に行い、本に親しむ機会の充実に努めました。
- 小中学校からの見学や職業体験の受入れを通して、連携を図りました。
- 家庭教育学級への図書館職員派遣（令和２年度、令和５年度）、子育て広場への職員派遣（令和２年度）等を通して、子どもの読書に関する支援を行いました。

●施策２ 読書環境の整備・充実

（１）学校図書館における読書環境の整備充実

【取組と成果】

- 蔵書数については小中学校ほぼ全ての学校で学校図書館図書標準１００％を上回りました。各学校とも、図書の更新を計画的に行い、各学年や個別の課題に応じた学習が効果的に取り組めるよう努めています。
- 学校図書館のほか公正図書館の団体貸出を活用し、児童生徒の読書活動や授業支援に努めています。
- 児童生徒が図書を探しやすいよう図書の配置や見出しを工夫しています。
- 令和３年４月銚子市立銚子西中学校の開校に伴う学校図書館の整備を行いました（銚子市立第五中学校、銚子市立第六中学校、銚子市立第七中学校の統廃合）。

（２）公正図書館における読書環境の整備充実

【取組と成果】

- 令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館があり、貸出数は減少しました。令和３年度以降は中止が相次いだ集会事業の代わりに「スタンプラリー」、「本のおたのしみ袋」の事業を実施し、貸出数の増加につなげました。
- 児童室の乳幼児コーナーの書架に新たに見出しをつけて、探しやすいコーナーにしました。
- 令和４年１月２０日から電子図書館サービスを開始し、来館しなくても児童書が読める環境づくりに努めました。大勢が同時に同じ本を読むことのできる電子書籍の「読み放題児童書」を令和４年度～５年度に導入し、子どもたちの電子図書館利用促進を図りました。

* 児童書の貸出冊数の推移（Ｒ元～Ｒ５）

年 度	Ｒ 元	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
貸出冊数（冊）	34,307	24,312	31,654	31,139	31,589

＊電子図書館の児童書の貸出冊数、読み放題図書の閲覧回数の推移(R4～R5)

年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
貸出冊数(冊)	—	—	—	1,062	420
閲覧回数(回)	—	—	—	662	252

●施策3 読書活動推進体制の整備

(1) 公正図書館と学校・学校図書館の連携・協力

【取組と成果】

- 令和4年度から市内の小学1年生、特別支援学校の児童生徒を対象に公正図書館利用申込の募集を学校経由で行い、公正図書館利用・銚子市電子図書館利用による読書推進体制の整備に努めています。
- 授業用資料、学級での読書活動等に公正図書館の団体貸出を活用しています。

(2) 公正図書館と社会教育施設、子育て支援施設、地域ボランティアとの連携・協力

【取組と成果】

- ボランティアと協力してブックスタート事業での絵本の読み聞かせを実施しています。
- 放課後児童クラブ・保育所等への団体貸出の呼びかけに取り組みました。
- 放課後児童クラブ・保育所等への図書館見学の案内、図書館職員による読み聞かせに積極的に取り組みました。

＊放課後児童クラブ・保育所等への団体貸出状況(R元～R5)

年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
団体数	2	3	4	3	6
貸出冊数(冊)	36	455	436	200	753

＊図書館職員による放課後児童クラブ・保育所・保育園・幼稚園への読み聞かせ
(R元～R5)

年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
実施回数(回)	2	7	0	3	4

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のためR3年度は中止)

●施策4 普及啓発・広報活動の推進

(1) 啓発・広報活動の充実

【取組と成果】

- 「子ども読書の日」「こどもの読書週間」の期間をはさんで、公正図書館で子ども向けのおすすめ本を展示しました。
- 「こどもの読書週間」前後の休日に「親子おはなし会」を開催しました。
- 「読書週間」の期間をはさんで、子どもからのおすすめ本コメントを募集し、掲示しました。
- 市広報紙、市公式LINE、市ホームページによる図書館情報の発信や子どもの読書活動に関する情報提供に取り組みました。

2. 子どもの読書活動の現状と課題

テレビ、インターネット、ゲーム機器等の多様な映像・情報メディアの浸透及びスマートフォン等の通信機器の発達普及により、子どもの読書離れが社会問題になっています。また、学習や習い事、部活動、受験勉強等で読書に充てられる時間が限られています。令和6年度に行われた（社）全国学校図書館協議会の「学校読書調査報告」によると、1か月に1冊も本を読まなかった「不読率」の割合が、小学生は8.5%、中学生は23.4%、高校生は48.3%となっています。本市でも、公正図書館の令和5年度統計では、貸出件数全体のうち、小学生以下は14.6%、中学生は1.9%、高校生は0.5%と、学年が上がるにつれて利用が下がっています。今後は、中高生を対象に、学校・学校図書館と公正図書館が連携しながら図書館の利用促進及び読書の習慣化を図る取組が必要と考えます。

令和元年6月に「読書バリアフリー法」が施行され、誰もが読書を楽しむことができる環境作り、多様な子どもに対応した取組が求められています。

また、令和元年度末以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策により、学校の臨時休校、公正図書館の臨時休館や集会行事の中止等、子どもの読書環境が制限され、読書活動の機会も減少しました。これらに対応するべくGIGAスクール構想による一人一台パソコン（タブレット端末）の導入、電子図書館の普及により読書の形態が紙から電子にも関心が寄せられるようになりました。本市でも、令和4年1月20日から電子図書館を導入し、非来館型の図書館サービスの実施が始まりました。日常生活は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後は以前の状態に戻りつつありますが、最近では大型の自然災害も増加しており、予測困難な時代でもあります。今後は、こうした情勢を踏まえ非常事態にも柔軟に対応できるような取組の検討も必要と考えます。

子どもの読書活動の推進には、家庭・地域・学校・行政機関・様々な施設が一層の連携を図りながらこれらの課題に社会全体で取り組んでいかななくてはなりません。

第3章 第二次推進計画期間における取組

1. 基本方針

銚子市の第一次計画における取組及び国の第五次・県の第四次計画との整合性を図りつつ、さらに本市の現状と課題を踏まえたうえで、乳幼児期から切れ目のない読書支援を行うため、第二次計画期間においては次の4施策を基本方針とします。

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 施策1 | 子どもの発達段階に応じた家庭・地域・学校等の読書に親しむ機会の充実 |
| 施策2 | 読書環境の整備・充実 |
| 施策3 | 読書活動推進体制の整備 |
| 施策4 | 普及啓発・広報活動の推進 |

2. 具体的な方策

各施策に関わる具体的な方策は次のとおりとします。

- | | |
|------|-----------------------------------|
| ●施策1 | 子どもの発達段階に応じた家庭・地域・学校等の読書に親しむ機会の充実 |
|------|-----------------------------------|

*子どもの発達段階に応じた読書活動の取り組み方

乳児期	心身の成長の上で基礎となる大切な時期です。赤ちゃんの頃から保護者をはじめとした大人が「読み聞かせ」をすることで、情緒が安定するとともに豊かな感性が育まれます。読み手である大人との良質なコミュニケーションの機会にもなります。早い時期から親子で一緒に絵本等に親しむ環境作りが重要です。
幼児期	子どもが生涯にわたって本や読書と良い関係を築いていくための基礎を作る大切な時期です。絵本を読んでもらって楽しんだ体験は大人や本への信頼感を育みます。子どもと本をつなぐ、保護者等身近な大人が関わっていくことが大切です。
小学生期	生涯にわたって読書習慣を身に付ける大切な時期です。幼児期と同じように読み聞かせも大切です。また、物語だけでなく、様々な本を読むことによって、情操を豊かにするだけでなく社会の出来事にも興味関心を高めていきます。本に親しむ環境作りが重要です。
中学生期	思春期を迎える時期でもあり、身体的・精神的に不安定になり悩みを抱える時期でもあります。しかし、読書を通して様々な知識を得ること、想像力をふくらませ疑似体験をすることで悩みを

	解決できる場合もあり、そのためにも様々な分野の本を読むことのできる環境作りが重要です。
高校生期	知的興味に応じて一層幅広く多様な読書ができるようになります。そのため、中学生期と同様に様々な分野の本を読むことのできる環境作りが大切です。

(1) 家庭における子どもの発達段階に応じた読書活動の取組の推進

子どもの生活の基本の場である家庭は、子どもが読書習慣を身につける一番身近な場所です。保護者が子どもの成長に応じた読み聞かせをすることは、子どもにとって「楽しい体験」であり、本に親しむ最初の一步です。子どもが読書習慣を身につけるためには、保護者や周囲の大人が本に親しみ、つねに本がある環境を作るとともに、乳幼児の頃から親と子がともに読書に親しむことが必要となります。

ア ブックスタート事業による乳児期からの読書支援

銚子市在住のすべての乳児に絵本を贈るブックスタート事業を保健福祉センターで行われる3か月児健康診査の場で実施します。その場で読み聞かせを行い、親子で本を開く楽しさを伝えます。あわせて公正図書館からのおすすめ本リストや図書館案内等を渡し、本に触れる機会を提供します。

イ 発達段階に応じたブックリストの作成・配布による家読（うちどく）への支援

子どもの読書習慣の形成には、家庭の中に本がある環境を作ることが大切です。公正図書館で子どもの発達段階に応じたブックリストを作成し配布することで家庭での本の選び方や楽しみ方の参考に活用でき、図書館を利用することで、常に本が身近にある環境を作る「家読（うちどく）」の支援に努めます。

ウ 講座や研修会等での啓発

家庭教育学級等社会教育課が担当する様々な講座や研修会、又は市が主催する子育て支援のための事業等、様々な機会を通じて、保護者に子どもへの読み聞かせの大切さや家読（うちどく）の重要性を伝えていきます。

※家読（うちどく）とは

「家庭読書」の略語の「家読（うちどく）」は、「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書活動です。

（千葉県子どもの読書活動推進計画（第4次）より）

(2) 公正図書館等地域における子どもの発達段階に応じた読書活動の取組の推進

ア 公正図書館

公正図書館は、子どもが、日常生活の中でいつでも読書に親しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動を推進する上で、中心的な役割を果たすことが求められています。このことから、図書館では魅力ある蔵書の充実を図り、子どもが自由に本を選び、知的好奇心を満たし、読書の楽しさを感じるために、様々な活動に努めていきます。

【具体的な取組】

ブックスタート事業	○健康づくり課と連携し銚子市在住のすべての乳児に絵本を配付し読み聞かせを行い、絵本を通して親子の触れ合いの大切さを伝えます。 ○図書館の紹介を行うことで来館を促進し本に触れる機会の提供に努めます。
親子おはなし会	○ブックスタートのフォローアップ事業として乳幼児とその保護者を対象としたおはなし会を開催します。赤ちゃん向け絵本の読み聞かせやわらべ歌を通して親子で触れ合う機会を提供します。
おはなし会	○年間を通して開催し本に親しむ機会を提供します。お話を楽しみながら図書館への来館を習慣づけ、子どもと本をつなげます。
夏のおはなし会	○夏休み時期に小学生を対象としたおはなし会を開催します。本の紹介、読み聞かせを通して色々な本に接する機会を提供します。
来館促進のための各種事業の開催	○子どもが図書館へ来館する機会を増やし、図書館に親しみをもってもらうために季節ごとに読み聞かせや工作等を加え、「たなばたの会」「としょかん DE ハロウィン」「クリスマス会」等を開催します。
発達段階に応じたブックリストの作成・配布	○子どもの発達段階に応じたブックリストを作成し配布します。市ホームページ上からの閲覧や必要に応じてダウンロードできるようにし、家庭での本の選び方や楽しみ方の参考に活用できるようにします。 ○図書館資料を利用することで、常に本が身近にある環境を作る「家読（うちどく）」の支援に努めます。
来館した子どもへの読書案内	○図書館に来館した子どもの相談に応じ、本や調べものの案内をします。

	○図書館司書は積極的に子どもに声をかけ、個別に資料の紹介を行います。
団体貸出の充実	○保育所等や小中高等学校、放課後児童クラブ等に対して、図書館資料の貸出を積極的に行います。 ○子どもの読書に関わる活動をしている団体に対し、図書館資料の貸出を行い、本の選び方や子どもの読書活動に役立つ情報提供等の支援を行います。
学校等との連携	○保育所等の見学受入れや読み聞かせのほか、小中学校の見学受入れ、町探検等の調べ学習の受入れを随時行い、利用方法や読書の楽しさを知ってもらえるよう支援します。 ○中学校の職場体験受入れを通して図書館の仕事に興味を持ってもらえるよう努めます。 ○依頼に応じて司書を派遣して読み聞かせやブックトークを実施します。 ○授業用資料の選書相談等を行い、小中学校と情報交換を図り、図書館を有効に活用できるように努めます。
子どもの読書に関する講演会の支援	○家庭の中で、親子が楽しみながら本を読むことの大切さを知ってもらえるよう、また、子どもがより充実した読書活動を行えるよう、講演会や講座へ職員を派遣し支援します。
保護者や地域のボランティアへの支援	○保護者や地域のボランティア等の相談に応じ、本の紹介をしています。図書館司書の専門知識を活かし、子どもの発達段階にあわせた本や、季節やテーマにあわせて適切な資料の提供を行います。
NPO、民間団体等の情報提供	○民間団体、NPO、ボランティア、民間企業等が開催する読書に関するイベント等の取組情報を周知し、本に親しむ機会の情報提供に努めます。

イ 子育て支援施設、放課後児童クラブ

地域には、図書館のほか、こども家庭センター、放課後児童クラブ等子どもが本に触れ、本に親しむことができる身近な施設があります。

【具体的な取組】

すくサポで開設している「子育て広場」での機会の提供	○銚子市こども家庭センター「すくサポ」では、平日に「子育て広場」を開設し、親子に遊びの場を提供しています。その中で大型絵本やパネルシアターを活用した絵本の読み聞かせや手遊び歌を
---------------------------	--

	紹介し、子育てに「家読（うちどく）」を取り入れていく大切さを伝えていきます。
放課後児童クラブ等での読書の機会充実	○日常的に子どもが読書に取り組むことができるよう、公正図書館からの団体貸出等を活用して、読書環境の充実に努めます。

（３）学校等

ア 保育所等における子どもの発達段階に応じた読書活動の取組の推進

子どもが初めて集団生活をする保育所等では、子どもの世界が大きく広がります。絵本や紙芝居の読み聞かせを通して言語の楽しさ、内容の面白さ等に触れることが、その後の読書との関わりに大きく影響します。

子どもが紙芝居や絵本等の読み聞かせを通じて、イメージを豊かにし、想像して楽しむことを経験する機会が大切になります。

【具体的な取組】

- 子どもの豊かな感性を育むために、子どもの心に響く読み聞かせ等の機会を増やし、よい絵本と出合う環境を整備します。
- 保育所等の絵本の貸出を行い、家庭での読み聞かせを行うための環境作りに努め、保護者に対する啓発・支援を行います。

イ 学校における子どもの発達段階に応じた読書活動の取組の推進

学校では、本と親しみ生涯にわたっての読書習慣を身に付けさせるため、子どもの発達段階に応じた自主的・積極的な学習活動や読書活動を支援します。家庭・図書館・関係機関と連携を図りながら、各学校において魅力ある読書活動に取り組みます。また、多様な子どもの読書機会の確保に努めます。

【具体的な取組】

- 図書主任等を中心に各学校の特色や地域、子どもの実態に即した読書活動を推進し、その充実に努めます。
- 保護者や地域のボランティアと連携した「朝の読み聞かせ」や「朝の一斉読書」等の活動を実施し、本に親しむ読書時間の確保に努めます。
- 各教科等において、積極的に調べ学習等を取り入れ、学校図書館、公正図書館の利用を促進し、子どもの情報活用能力を育みます。
- 学校図書館司書による児童生徒への読み聞かせやブックトーク等を通じて、本に親しむ機会の拡充、学校図書館・公正図書館利用の促進に努めます。
- 障がいのある子どもや外国にルーツのある子ども等、多様な子どもが利用しやすい図書教材を活用しながら、読書活動の推進に努めます。
- 学校内の掲示物等を通じ、児童生徒に図書の紹介を行います。また、学校だより、学年だより等学校からのお知らせで、読書に関する情報を保護者に届け、優良図書の紹介や読書活動の啓発に努めます。

●施策2 読書環境の整備・充実

(1) 学校図書館における読書環境の整備・充実

学校図書館は児童生徒の自由な読書活動の場であり、「読書センター」「学習センター」の場でもあります。子どもの発達段階に応じた興味関心を高めるための活動の充実と適切な支援が必要です。資料を充実させ、子どもが多くの魅力ある図書資料と出会えるよう努めます。

【具体的な取組】

- 児童生徒の多種多様な興味関心に応えられるよう、また、個々の課題に応じた調べ学習が効果的に進められるよう、図書資料の充実に努めます。
- 学校職員と学校図書館司書が連携し、授業で紹介した図書や学校図書館司書が読み聞かせやブックトークで紹介した図書の展示・貸出を行い、児童生徒にとって魅力ある学校図書館の整備に努めます。
- 学校図書館の資料を効果的に活用できるよう教職員の資質向上を図るため、学校図書館に関する講座や研修会に参加できるよう努めます。
- 学校図書館と公正図書館が連携し、学校向けサービスの利用に努めます。
- デジタル社会に対応したGIGAスクール構想による児童生徒のタブレット端末を利用し、図書委員による学校図書館だよりの作成等、児童生徒が学校図書館を主体的に利用できる環境整備に努めます。

(2) 公正図書館における読書環境の整備・充実

公正図書館は、子どもがいつでも気軽に本に出会えて読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心的な役割を果たします。子どもがそれぞれの好みや発達段階に応じて読書に親しめるよう適切な資料を豊富に揃え環境の整備に努めます。

【具体的な取組】

- 子どもの多種多様な興味関心に応えられるよう豊富で多様な児童資料の収集・提供に努めます。
- 中高生（ヤングアダルト）向けの図書資料の充実に努めます。
- 資料の内容や書架のバランスに気を配り、適正な資料管理に努めます。
- 子どもにわかりやすい書架になるよう見出し等工夫して児童コーナーの整備に努めます。
- 職員の資質向上を図るため、講座や研修会に参加できるよう努めます。
- 電子書籍資料の充実を図り、デジタル社会に対応した読書環境の整備に努めます。

●施策3 読書活動推進体制の整備

子どもが読書の楽しさに気づき、自主的に読書を楽しむための機会の提供や読

書環境の充実を図るためには、家庭・地域・図書館・学校等がそれぞれの役割を果たし連携し地域全体で子どもの読書活動の推進に取り組むことが重要です。子どもが「いつでも」「どこでも」読書に親しめる環境の整備のため、家庭・地域・図書館・学校等が一層の連携・協力を図っていくことが必要です。

(1) 公正図書館と学校・学校図書館の連携・協力

【具体的な取組】

- 新小学1年生を対象とした図書館利用カードの作成と利用案内、団体貸出、選書相談、公正図書館の見学、公正図書館での職業体験学習、児童生徒へのアンケート調査の実施、調べ学習、読み聞かせ、ブックトーク、関連行事の周知・啓発に努めます。

(2) 公正図書館と家庭、社会教育施設、子育て支援施設、地域ボランティアとの連携・協力

【具体的な取組】

- ブックスタート事業、団体貸出、選書相談、公正図書館の見学、保育所等への出張読み聞かせ、おはなし会、アンケート調査の実施、関連行事の周知・啓発に努めます。

●施策4 普及啓発・広報活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、様々な機会を利用して理解と関心を高めることが大切です。社会全体が読書に関心を持ち、子どもの発達段階や個性に応じた自主的な読書活動を支えていくために、「子ども読書の日」の啓発、市広報紙や市ホームページによる情報発信等多方面からの啓発・広報活動に取り組みます。

【具体的な取組】

- 子ども読書の日（4月23日）、こどもの読書週間（「こどもの日」をはさんだ4月23日～5月12日）又はその前後の期間に、公正図書館で子ども向けおすすめ本の展示、親子おはなし会を開催します。
- 読書週間（10月27日～11月9日）又はその前後の期間に、子どもからのおすすめ本コメントを募集し、掲示します。
- 公正図書館での事業等を周知するため、市広報紙や市公式LINEを活用し、子どもが自ら情報を得られるよう発信します。
- 市ホームページの内容を充実させ、新刊の案内や子どもの読書活動に関する情報提供に努めます。